

合唱の扱いを統一してほしい 地域によって対応がバラバラ

5月25日に緊急事態宣言が全面的に解除され、6月から閉鎖していた公共施設の利用が再開され始めています。しかし、その利用条件が地域によって大きく異なることが判明しており、改善を求める声が強くなっています。

新型コロナウイルス感染症対策専門家会議の「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」(5月29日)では、都道府県等の対応について「新型コロナウイルス感染症の感染再拡大が懸念される中、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づいて、各地域において主導的な立場で対応を求めるのは**都道府県知事の役割**とされている。緊急事態宣言が解除された現在でも、都道府県知事のリーダーシップの下、次なる波に十分備えておくことが求められる。」とされています。

「特定警戒都道府県」とそうでなかったところでは感染状況などが違うので、それなりに対策が違っても基本的におかしくはありません。しかし、ある町では合唱団のような大声を出す活動に対して、基本的な感染防止対策さえすれば通常に貸し出すのに、別の町では合唱お断りとなるのは如何なものかという疑問という不満が多数噴出しているのです。

もちろん都道府県知事はそのような細部に首を突っ込むことは困難でしょうから、各市町村の首長にそれぞれの施設環境や感染状況に応じて判断するよう委ねていることは理解します。しかし、同じ都道府県内なら少なくとも統一感のある規定が望まれます。貸し出す側がより安全策を取りたい気持ちもわかりますが、そのためには区別する活動の内容を十分に把握して対処すべきではないでしょうか。安易に自粛要請をするのは困ります。

個々の合唱団が発言しても然るべきところに届きません。できれば上部団体から発信して頂くことはできないのでしょうか。

埼玉県久喜市の公民館では、感染対策をすれば通常に貸し出すことになりましたが、利用にあたって「特に配慮をお願いする活動」の中に、「歌唱や発声などの大声を出す活動」とあり、例として「**合唱、コーラス**、民謡、カラオケ…」が上がっています。合唱とコーラス！我が団は果たしてどちらか…(-.-)

一方、コミュニティセンターからも同じ主旨の通知が来ましたが、特に合唱は配慮せよとは断っていません。

埼玉県合唱コンクールも中止！

埼玉県合唱連盟は5月29日、今年の第63回コンクールの中止を決定しました。延期ではないので、2021年度の大会は第64回となります。県独自のコンクールを開くことも検討しましたが、コロナ禍が収まらない状況で開催するのは無理と判断したようです。

課題曲集「合唱名曲シリーズ No.49」、「合唱名曲シリーズ小学校版 No.1」は2021年度の課題曲としてそのまま使います。また、第75回関東合唱コンクールの中止に伴い、今年度の大学・職場・一般部門のシード合唱団(2019年度全国大会出演団体)は、2021年度第76回関東合唱コンクールに関東支部推薦団体として出演となります。

埼玉 WEB 合唱祭 開催

各合唱団が自らの演奏動画を Youtube にアップすると、それを埼玉県連ホームページに開設する「埼玉県 WEB 合唱祭チャンネル」にまとめていつでも見られるようにするというWEB上の合唱祭です。公開は6月27日を予定しています。

内容は、過去の演奏動画(演奏会や合唱祭、コンクールなど)、演奏音源に写真を加えたもの、あるいはリモート合唱動画など自由です。但し、参加できるのは県連加盟団体に限られます。もちろん参加費は無料、著作権の確認、Youtube アップの方法などのサポートもしてくれます。

公開後も随時応募でき、締切りもとくに設けず長期間公開しますので、いつでも好きな時に各団の演奏を聴くことができます。

過去の合唱祭などで良い演奏だったけど、CDを買っていなかったというような場合は、録音会社の協力で過去3年間までの連盟イベントならばその演奏録音が購入できるように配慮されています。

男声合唱団 APERTAS
アペルタス君イラスト入り高級マスク
アペノマスク

Made by MATSUKAWA Hiroshi

